



## Newsletter

2025 年 4 月号

---

### テーマ

#### 税制改正

- [企画財政部、租税特例制限法施行令等 6 つの施行令改正案を発表](#)

#### 例規・判例

##### ○ 裁判所

- [国税賦課除斥期間の満了日まで3か月以内の期間に、課税予告通知を省略したまま行われた課税処分が違法か否かが問題になった事件](#)

##### ○ 国税庁

- [CFC 適用有無による配当財源の益金算入適用範囲（法人税法第 18 条の 4 第 4 項）](#)

2025. 4. 29

Deloitte Anjin LLC  
Japanese Services Group(JSG)

---

## 税制改正

### 企画財政部、租税特例制限法施行令等 6 つの施行令改正案を発表

企画財政部は 2025 年 2 月国会を通過した租税特例制限法等改正税法で委任した事項を規定し、新規方針の需要反映およびその他の執行上の不備を補うため、税法施行令改正案を作成しました。施行令改正案は立法予告、次官会議・国務会議等の手続きを経て 2025 年 5 月中に公布・施行される予定です。

主な改正事項は次の通りです。

#### 主な改正事項

##### ■ 租税特例制限法施行令

##### ○ 研究開発税額控除技術審議委員会の審議事項の拡大（租税特例制限法施行令s9⑯）

<改正案> 国家戦略技術研究開発施設、新成長・源泉技術研究開発施設の認定

<改正理由> 投資税額控除が適用される研究開発施設の審議根拠を設ける

##### ○ 国家戦略技術研究開発施設および新成長・源泉技術研究開発施設の規定（租税特例制限法施行令s21④）

<改正案> 国家戦略技術研究開発施設、新成長・源泉技術研究開発施設の定義

- （国家戦略技術研究開発施設）国家戦略技術の研究・試験用の施設として、研究開発税額控除技術審議委員会の審議を経て、企画財政部・産業通商資源部の長官が共同で認定する施設

- （新成長・源泉技術研究開発施設）新成長・源泉技術の研究・試験用の施設として、研究開発税額控除技術審議委員会の審議を経て、企画財政部・産業通商資源部の長官が共同で認定する施設

<改正理由> 戦略産業の研究開発の促進

##### ○ 半導体分野の国家戦略技術事業化施設および研究開発施設の規定（租税特例制限法施行令s21④）

<改正案> 半導体分野の国家戦略技術事業化施設、研究開発施設の定義

- （事業化施設）半導体分野の国家戦略技術事業化施設

- （研究開発施設）半導体分野の国家戦略技術研究開発施設

<改正理由> 半導体産業の競争力強化

○ 国家戦略技術研究開発施設、新成長・源泉技術研究開発施設税額控除に対する事後管理（租税特例制限法施行令§21⑤・⑩・⑪・⑫）

<改正案> 国家戦略技術、新成長・源泉技術研究開発施設（一般研究開発の並行時）に対する事後管理の特例

- （事後管理の期間）投資完了日から投資完了日が属している課税年度の次の3課税年度の終了日まで
- （事後管理の基準）事後管理期間中の累積使用比率が次の基準を満たしていない場合、転用したものとみなす
  - i) 国家戦略技術研究開発施設の場合：該当施設を国家戦略技術の研究開発業務に使用した時間が、該当施設を使用した総研究開発業務時間の100分の50を超過すること
  - ii) 新成長・源泉技術研究開発施設の場合：該当施設を国家戦略技術又は新成長・源泉技術の研究開発業務に使用した時間が、該当施設を使用した総研究開発業務時間の100分の50を超過すること
- （転用時の納付税額）控除税額の相当額（差額\*）+ 利子相当額の納付
  - \* （例）国家戦略技術研究開発施設の控除税額等 - 一般施設の控除税額
- （資料提出）使用時間に関する資料の作成・保管および提出（事後管理の最終課税年度の法人税申告時）の義務

<改正理由> 研究開発施設の投資税額控除の合理化

○ 海外建設子会社の出資転換差額相当額の損金算入特例の新設（租税特例制限法施行令§104の30）

<改正案>

- （出資転換差額相当額）出資転換の当時、貸付金等の帳簿価額で取得した株式等の時価を差し引いた金額
- （合併・分割時の承継）合併・分割等により海外建設子会社の株式等を承継した法人が損金算入特例を承継可能
- （事後管理）①海外建設子会社の純資産帳簿価額の増加時に益金算入、②取得した株式等の処分時に益金算入
- （特例の申請手続き）課税標準の申告時、特例適用申請書を納税地管轄の税務署長に提出

<改正理由> 法律委任事項の具体化

■ **相続税および贈与税法施行令**

○ 特定法人との取引を通じた利益のみなし贈与の範囲拡大に関する細部事項の規定（相続税および贈与税法施行令§34の5）

<改正案> みなし贈与適用対象の資本取引の種類、みなし贈与の利益計算方法（資本取引を通じて特定法人が得た利益×株主の持分率）の規定

- （不均等減資）特殊関係法人（特定法人の支配株主と特殊関係にある法人）の株式等を株式保有比率によらないか、又は高価・低価で消却する減資
- （不均等増資）特殊関係法人の株主一部が新株引受を放棄するか、又は高価・低価で新株を引き受ける増資
- （現物出資）特殊関係法人の株式等を高価・低価で引き受ける現物出資

- (株式転換) 転換社債等を通じて転換価額より高いか、又は低い価額の株式を交付してもらう株式転換
- (超過配当) 特殊関係者が特殊関係法人の配当を放棄する等、株式保有比率によらない配当
- (合併) 特殊関係法人とその法人と特殊関係にある法人間の不公正な比率による合併
- (株式の包括的交換・移転) 特殊関係法人とその法人と特殊関係にある法人間の所有持分や価額が変動する株式の包括的交換・移転

<改正理由> 特定法人と取引利益のみなし贈与が適用される資本取引の具体化

## ■ 国税基本法施行令

### ○ 履行強制金の賦課基準の規定（国税基本法§67 の 4 および別表の新設）

<改正案>

- (賦課基準) ①義務の不履行期間×②1日当たりの賦課金額
  - ①対象期間：税務調査期間（資料提出義務の不履行による税務調査の中止期間を含む）のうち、義務の不履行期間
  - ②1日当たりの賦課金額：【原則】直前3課税期間の1日平均収入金額×（0.001～0.002）
  - 【例外】平均収入金額が不明な場合、500万ウォン以下
- (賦課手続き) 金額、事由、納付期限等を書面で通知
- (賦課方法) 履行期限が過ぎた場合、30日ごとに賦課

<改正理由> 法律委任事項の具体化

## ■ 所得税法施行令

### ○ 小口投資の制度化による小口投資商品の範囲の追加（所得税法施行令§26 の 3）

<改正案> 小口投資商品の範囲に「信託業者が単一資産の信託を受け、「資産流動化法」により発行した収益証券であり、「資本市場法」により募集（50名以上）されたものであること」を追加

<改正理由> 小口投資商品の課税範囲の合理化

## 例規・判例

### 【裁判所】国税賦課除斥期間の満了日まで3か月以内の期間に、課税予告通知を省略したまま行われた課税処分が違法か否かが問題になった事件

(最高裁判所 2025.2.13.宣告 2023 ドウ 41659 判決、上告棄却)

#### ■争点

1. 課税官庁が課税前適否審査に関する旧国税基本法（2020.12.29.法律第 17758 号に改正される前のもの）第 81 条の 15 第 3 項第 3 号規定の例外事由を挙げて課税予告通知を省略できるかどうか
2. 国税賦課除斥期間の満了日まで 3 か月以内の期間に課税予告通知を省略しても、手続的正当性が喪失していないと考えられる特別な事情がある場合は、課税予告通知を行わなかったという点だけで、課税処分が違法であると言えるかどうか
3. このような特別な事情の存在に関する証明責任の主体（＝課税官庁）

#### ■事案

原告はソウル所在の不動産を譲り渡しながら他地域所在の一戸建て住宅を租税特例制限法上の農漁村住宅とみなして住宅数から除き、1 世帯 1 住宅の譲渡所得税非課税規定を適用して譲渡所得税を申告・納付したが、被告が原告の一戸建て住宅が租税特例制限法上の農漁村住宅の法定要件を満たしていないと判断し、譲渡所得税賦課除斥期間の満了日が迫ってから課税予告通知を行わずに直ちに譲渡所得税の更正処分（以下「この事件処分」）を行うと、被告を相手にこの事件処分の取り消しを請求した。

#### 判決要旨

旧国税基本法（2020.12.29.法律第 17758 号に改正される前のもの、以下同じ）第 81 条の 15 第 1 項は「税務署長又は地方国税庁長は次の各号のいずれかに該当する場合には、予め納税者にその内容を書面で通知（以下「課税予告通知」）しなければならない」と規定し、「納税告知しようとする税額が 100 万ウォン以上の場合」（第 3 号）等を課税予告通知の対象として挙げている。同条第 2 項本文および第 2 号には「課税予告通知を受けた者は通知を受けた日から 30 日以内に通知を行った税務署長や地方国税庁長に通知内容の適法性に関する審査（以下「課税前適否審査」）を請求することができる」と規定している。

(...) 旧国税基本法第 81 条の 15 第 3 項は各号に課税前適否審査を行わなくてもいい例外事由を規定しているが、第 3 号（以下「第 3 号規定」）にて「課税予告通知を行った日から国税賦課除斥期間の満了日までの期間が 3 か月以内の場合」を挙げている。但し、租税法規に対する厳格解釈の原則、関連規定の文言と体系、課税予告通知の機能等に照らしてみると、第 3 号規定を課税前適否審査を越えて課税予告通知に対する例外事由にまで拡張解釈することはできないため、課税官庁は旧国税基本法第 81 条の 15 第 1 項で定めた課税予告通知の対象に

該当する場合には、国税賦課除斥期間の満了日までの期間が 3 か月以内の場合にも課税予告通知を行わなければならない、課税予告通知をせずに行われた課税処分はこれにより手続的正当性が喪失していないと言える特別な事情がない限り違法とみるべきである。

(...) 但し、関税官庁の帰責事由がなく、やむを得ない事情により国税賦課除斥期間の満了日がとても近づいており、これにより課税処分の前に課税予告通知を行う時間的な余裕が殆どなく、課税予告通知を行っても納税者に与えられる手続的利益も殆どない等、課税予告通知を省略しても手続的正当性が喪失していないと言える特別な事情がある場合には、課税予告通知を行わなかったという点のみで課税処分を違法と評価することは難しい。このような特別な事情の存在は関税官庁が証明しなければならない。

(...) 原審判決の理由を関連法理と記録に照らしてみると、原審の理由説示のうち、被告の帰責事由の有無や程度等を考慮し、第 3 号規定の例外事由の存否を判断した部分等は適切ではないが、課税予告通知を省略したこの事件処分が違法という原審の判断は正当である。そこに上告理由の主張と同じく第 3 号規定の解釈と適用、租税法律主義とその派生原則である厳格解釈の原則および拡張解釈禁止の原則、税務公務員の申告内容の確認義務等に関する法理の誤解、最高裁判所の判例違反等で判決に影響を及ぼした誤りがない。

## 【国税庁】CFC 適用有無による配当財源の益金算入適用範囲（法人税法第 18 条の 4 第 4 項）

（書面-2023-法規国租-2960、2025.1.12.）

### ■質疑

2024 年 2 月、2022 年の利益剰余金と 2023 年の利益剰余金を財源として配当を実施した場合、法人税法第 18 条の 4 第 4 項および同法施行令第 18 条第 2 項による益金算入の適用範囲

### ■事実関係

質疑法人は外国現地での実際の税負担率が 15%以下の特定外国法人から収入配当金額を受ける場合であり、特定外国法人は国際租税調整に関する法律第 27 条による特定外国法人の要件を満たしているため原則的には CFC 課税の適用対象であるが、2022 年、現地で実際に卸売業を営む等、例外規定が適用され CFC 課税適用排除対象だったが、2023 年、改めて卸売収入の減少等により CFC 適用排除基準に達せず、CFC 課税適用対象となった。

### 回答

内国法人が外国現地ですべて負担した税額が実際の発生所得の 15%以下である「国際租税調整に関する法律」第 27 条第 1 項各号の要件をすべて満たしている特定外国法人から配当を受けた場合であり、上記の配当金が国際租税調整に関する法律第 27 条第 1 項が適用される事業年度（'23 年）の利益剰余金と国際租税調整に関する法律第 27 条第 1 項が適用されない直前事業年度（'22 年）の利益剰余金を財源としたものである場合、内国法人が受けた上記の収入配当金額に対する「法人税法」第 18 条の 4 第 4 項および同法施行令第 18 条第 2 項による益金算入は国際租税調整に関する法律第 27 条第 1 項が適用される事業年度（'23 年）の利益剰余金の配当分に対してのみ適用されるものである。

## デロイト安進会計法人

### Japanese Services Group (JSG)

私どもデロイト安進会計法人は、全世界的な組織である Deloitte Touche Tohmatsu LLC（以下、「DTT」又は「デロイト」）のメンバーファームとして DTT のノーハウとデータベースを共有し、他のメンバーファームとの協力体制の下で顧客のニーズにお応えする様々なサービスを提供しています。

なお、弊法人は DTT の日系企業向けの専門組織である JSG（Japanese Services Group）の一員として韓国に進出する日系企業に対して専門化したサービスを提供する、「デロイト安進会計法人 JSG」を有しています。

デロイト安進会計法人 JSG は、日本語によるコミュニケーションだけでなく、該当分野で豊かな経験と知識を持つ人材を中心に様々なサービスを提供しております。

JSG のサービス内容については、ウェブサイト（[韓国での日系企業向けサービス](#)）をご参照ください。

当ニュースレターについて、ご質問事項などがございました場合は次の担当者までご連絡ください。

担当者：徐正旭（Seo, Jung Wook） / TEL +82-2-6676-1871 / [juseo@deloitte.com](mailto:juseo@deloitte.com)

李志殷（Lee, Ji Eun） / TEL +82-2-6138-6680 / [JiEunLee1@deloitte.com](mailto:JiEunLee1@deloitte.com)

ニュースレターに掲載されている内容及び意見は、一般的な情報提供のみを目的とし、安進会計法人の公式的な意見を述べるものではありません。

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which is a separate and independent legal entity, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Bengaluru, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Mumbai, New Delhi, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

This communication contains general information only, and none of DTTL, its global network of member firms or their related entities is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication.

© 2025. For information, contact Deloitte Anjin LLC